

6月市議会がはじまります

市民のくらしの声を届け、全力でがんばります

川口市議会 6月定例会が6月3日からはじまります。今議会には、市長提出議案として予算議案3件、一般議案32件(条例議案13件、契約議案3件、財産の取得3件、専決処分の承認5件、公の施設の指定管理者の指定3件など)が審議されます。

一般質問は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、期間を3日間に短縮し、日本共産党市議団からは矢野由紀子議員が登壇する予定です。

6月市議会 日程	6月3日(木)	開会
	14日(月)	一般質問 15時～ 矢野由紀子議員 ●新型コロナウイルス感染拡大の現状から市民を守る施策を ●子どもたちの育ちを守るために ●住民参加のまちづくりを
	15日(火)	一般質問
	16日(水)	一般質問
	18日(金)	常任委員会 10時～建設消防常任委員会 13時30分～ 総務常任委員会
	21日(月)	常任委員会 10時～福祉保健常任委員会 13時30分～環境経済文教常任委員会
	25日(金)	閉会

議会は傍聴できますが、自粛のお願いがされています。

川口市の水道料金に低所得世帯への減免制度
道理ある提案と議会論戦、
そして市民の声が力に

6月議会が3日から開会しました。議案には低所得の子育て世帯に対する水道料金の減免制度について掲載、これまで日本共産党川口市議団、川口新風会は議会で主張して低所得世帯への減免制度の創設を求めてきました。

そもそも日本共産党川口市議団は今年1月からの平均25.01%もの水道料金値上げについて、その審議会での過程から住民合意が果たされていないと指摘して料金値上げに反対しました。

また、値上げの原因が ①水道事業が地方公営企業法により独立採算となっていること、②水道法により将来の資産維持費を現在の料金に上乗せしたことを明らかにして、国の政治のありかたに起因していることを明らかにしてきました。そのもとに昨年6月市議会では、日本共産党川口市議団が「水道事業にきちんと国庫補助を投入すべき」と意見書の原案を作成し、川口市議会において全会派一致で意見書を提出する上での力となりました。

それとともに、党市議団は、料金値上げの答申を出した審議会のありかた、住民への説明不足も含めて住民合意が果たされていないと川口市の姿勢も問題にしています。住民への説明とともに、主権者である市民が水道事業のありかたについて広く討議して、選択して、決定する、こうした過程抜き的大幅値上げでは住民が主人公の市政とは言えません。水道料金値上げに反対する川口市民の会のみなさんの署名に多くの市民が応じていることがその証です。

最後に、今回、予定されている低所得世帯への減免制度は道理ある提案と議会の論戦、そして市民の声が川口市に創設の決断をさせ、約8000世帯の子育て世帯の基本水量相当額が対象となり、大切な一歩です。一方で、時限措置であること、生活保護世帯が対象となっていないこと、市県民税非課税世帯で22歳以下の子がいる世帯に限定されています。少なくとも、さいたま市のように恒久的な制度にして、子育て世帯に限らず、そして生活保護世帯も対象にすることも求められるのではないのでしょうか。

※【訂正】新川口No.1609美術館基本計画策定についての記事中、「住民の合意がなければ事業は進められないと市も表明」を「住民の合意がなければ事業は進められないと市に対応を求める」に、また、「対象となる事業面積は案であり地域住民の合意がなければ事業は進められない」を「対象となる事業区域は案であり地権者との話し合いの中で区域が定まってくる」とそれぞれ訂正します。

選択的夫婦別姓を考える学習会から —個人の尊厳を考える—

5月29日、市内で行われた「選択的夫婦別姓を考える学習会」では日本の歴史と国際社会はどうなっているのかなどを、講師の南木ゆう弁護士から以下について参加者のみなさんと共に学びました。

1つは、先進国で唯一「夫婦の同姓」を強要する日本の現状について、民法750条、戸籍法74条1号で定めていること。日本は先進国で唯一「夫婦の同姓」が義務化された国であり、妻の姓を選ぶカップルは平成28年度人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」調査ではわずか4%。平成29年実施の「家族の法則に関する世論調査の結果、夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を変えてもかまわないが42.5%の結果などを紹介しました。

2つは、家族に関する社会の動きについて、世界の先進国が同性婚を認める流れの中で日本では105を超える自治体で、パートナーシップ制度が実施されていることも語られました。

3つは、婚姻前の氏を通称として使用している者又は氏の選択をせずに提出した婚姻届けが不受理となったことが違憲と訴えた選択



的夫婦別姓訴訟（平成27年12月16日最高裁判決）において、最高裁が「夫婦同氏制の採用については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度の氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論じられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」としていること。また、アメリカで別姓のまま結婚した日本人夫婦が、日本の戸籍に婚姻が記載されないのは、立法の不備があるなどとして国を訴えた裁判において、東京地裁判決を受けた弁護団は、「訴えは斥けられたものの別姓のまま婚姻関係にあることについて、戸籍の記載ができないと判断したわけではない。本判決は戸籍記載の可否について判断を示さず、手続きの異なる家庭裁判所への「申し立てを通じて、婚姻関係が戸籍に記載され、戸籍謄本等の申請を請求することもできるようになり

知っ得情報

道路や私有地で漏水が見つかった時の対応は…

市民の方々から、問い合わせなどを頂くことが多いのが自宅前の道路や敷地内の漏水に関して、「どこに連絡して修理してもらえばいいのか?」、「私道なので、どうすればいいのか?」など分からないという事が多いのではないのでしょうか?

上下水道局で行う漏水修理の範囲は道路側からメーターボックスまでの間となっています。また、私道の漏水についても地権者等の同意のもと上下水道局が漏水修理を行っています。修理条件としては ①修理箇所の掘削の承諾が得られること。②工事箇所に障害物がないこと。③修理箇所は特殊な仕上げ工事を伴わないこと。④修理に伴う復旧は、修理箇所のみであること。⑤修理に伴う植栽等の補償が発生しないこと。⑥不具合の見られる止水栓筐や量水器筐の購入費用は自己負担となります。⑦一般住宅以外の建物及び漏水箇所の配管状況によっては自己負担となることがあります。⑧漏水が自然発生であることなどです。

私道内での漏水修理は以下の要件を満たす場合、修繕する私道と認定の上、漏水修理を行っています。①有効幅員1.8m以上あり、給水管の維持管理に支障がないこと。②共有道路であること。③道路境界が明確で、舗装又は砂利等で敷きならされ道路としてみられること。④利用する家屋が2戸以上あること。⑤私道に接する土地の所有者が2人以上であることなどです。

▶漏水を見つけた時は

川口市上下水道局上水道維持課（維持係）

TEL. 048-258-4132（平日8時30分～17時15分）

0120-641-119（平日17時15分～8時30分及び土・日・祝日）

うる」としてその可能性があることを指摘している」「本判決を前提に戸籍への記載の方法等について審理・判断されることが期待される」としており、選択的夫婦別姓制度の必要性が一層明らかになったとしました。

そして最後に、別姓婚と同性婚は日本でなぜ実現しないのかについて男性支配の構造、家父長的家族を温存したい反対派の主張も紹介しながら、夫婦別姓や同姓について一人ひとりの生き方や考え方が尊重されることが、求められているのではないかと語られました。